

## むつ市議会第210回定例会会議録 第2号

### 議事日程 第2号

平成23年12月7日（水曜日）午前10時開議

#### ◎諸般の報告

##### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第45号 むつ市情報公開・個人情報保護審査会条例
- 第2 議案第46号 むつ市暴力団排除条例
- 第3 議案第47号 むつ市情報公開条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第48号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第49号 むつ市税条例等の一部を改正する条例
- 第6 議案第50号 むつ市税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第51号 むつ市立学校設置条例及びむつ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第52号 むつ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第53号 工事請負契約について  
(関根漁港施設災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第10 議案第54号 指定管理者の指定について  
(むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのもの)
- 第11 議案第55号 指定管理者の指定について  
(むつ市介護老人保健施設やげんの指定管理者を指定するためのもの)
- 第12 議案第56号 指定管理者の指定について  
(むつ市心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのもの)
- 第13 議案第57号 指定管理者の指定について  
(大畑中央公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第14 議案第58号 指定管理者の指定について  
(脇野沢瀬野牧野外9施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第15 議案第59号 指定管理者の指定について  
(むつ市大畑木材工芸センターの指定管理者を指定するためのもの)
- 第16 議案第60号 指定管理者の指定について  
(むつ来さまい館外2施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第17 議案第61号 指定管理者の指定について  
(むつ市奥薬研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第18 議案第62号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第19 議案第63号 市道路線の廃止について
- 第20 議案第64号 市道路線の認定について

- 第21 議案第65号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて
- 第22 議案第66号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第23 議案第67号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第24 議案第68号 平成23年度むつ市一般会計補正予算
- 第25 議案第69号 平成23年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第26 報告第30号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成23年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上 路 德 昭	2番	横 垣 成 年
4番	佐々木 肇	5番	川 下 八 十 美
6番	目 時 睦 男	7番	村 川 壽 司
8番	佐 賀 英 生	9番	東 健 而
10番	石 田 勝 弘	11番	菊 池 広 志
12番	斉 藤 孝 昭	13番	濱 田 栄 子
14番	浅 利 竹 二 郎	15番	中 村 正 志
16番	半 田 義 秋	17番	村 中 徹 也
18番	大 瀧 次 男	19番	富 岡 修 夫
20番	佐々木 隆 徳	21番	富 岡 幸 夫
22番	鎌 田 ち よ 子	23番	菊 池 光 弘
24番	岡 崎 健 吾	25番	白 井 二 郎
26番	山 本 留 義		

欠席議員（1人）

3番 工 藤 孝 夫

説明のため出席した者

市 長	宮 下 順 一 郎	教 育 長	遠 島 進
公 営 企 業 者 管 理 者	遠 藤 雪 夫	代 監 査 委 員	小 川 照 久
総 務 政 策 長 部	伊 藤 道 郎	財 務 部 長	下 山 益 雄
民 生 部 長	奥 川 清 次 郎	保 健 福 祉 長 部	松 尾 秀 一
経 済 部 長	中 嶋 達 朗	建 設 部 長	山 本 伸 一
川 内 庁 舎 長 所	布 施 恒 夫	大 畑 庁 舎 長 所	若 松 通
協 野 沢 長 庁 舎 所	高 坂 浩 二	会 管 総 政 理 出 納 室 長	大 橋 誠
選 挙 管 理 会 長 委 員 局 長 事 務 局	成 田 晴 光	監 事 査 務 委 員 長 局	石 田 武 男
教 育 部 長	齋 藤 秀 人	公 営 企 業 長 道 長 局 下 部 水	齊 藤 鐘 司

務部策監	了子晃男志男悦平	野村谷藤初邦幸恒	石田鏡加柳工久山栗	部策監	健部策監	部策監	育会局事育長	務部長	務部策長	舎業課幹	育会局習長	務部課任							
財政推	保福政推	建政推	教委事副学課	總政総務	總政防課	川内産建總	教委事生課	總政総主	總政防政主	財政推	民副市又課	保福副生課	農委事次	教委事副川教	總政総括	財政	教委事總	總政防政主	
務部策監	部事民少長	健部事社長	業会局長	育会局事内長	務部課幹	部長	育会局長	務部災課幹	策進	生理	社理福	員務	員務	員務理	策務主	務課	員務課	策	
春則樹二三範剛則広	俊和利健幸賀康勝	山口藤田野家宮藤	花猪工増坂野氏松須																

事務局職員出席者

事務局長	須濱石	藤田田	徹賢隆	哉一司	次主任主	長查任	澤小村	谷林口	松睦一	夫子也
------	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第26 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第45号

○議長（山本留義） 日程第1 議案第45号 むつ市情報公開・個人情報保護審査会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第45号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第46号

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第46号

むつ市暴力団排除条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 議案第46号につきまして、質疑をさせていただきます。

この手の条例を各自治体が始めた最初が2004年の広島県と広島市の公営住宅入居の資格に関するものであったと記憶をしておりますが、この条例を読んでみまして、非常にあいまいでわかりにくいところがたくさんあるなというふうな思いをいたしましたし、恐らく市民の皆様にとってもわかりにくく、これが施行されると戸惑う部分も出てくるのではないかなと思い質疑をさせていただきます。

まず、今回の条例、どのような流れの中から制定することになったのか、また、この条例の上位の法律あるいは条例というものはどういうふうなものがあるのかお聞きをしたいと思います。

そして、ちょっと細かくなりますが、第7条暴力団と密接な関係を有する者とは、これは具体的にどういうふうなことを言うのか、非常に難しいと思います。引退したタレントの言葉をかきると、どこまでがセーフで、どこからアウトなのか、非常にわかりにくくなっておりますので、そこら辺をお聞きしたいと思います。

次に第8条第2項、既に暴力団排除の規定のある公共施設は現在むつ市ではどういうふうなものがあるのか、あったらお知らせを願いたいと思います。

そして第13条、条例の施行に関し必要な事項は市長が定めるとありますが、それはどういうふうなことを定めるのか、また定めるとすれば、いつごろまで定める考えなのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 中村議員のお尋ねに

お答えします。4点ほどのお尋ねかと思えます。

まず1点目につきましては、現在暴力団が国民の生活や社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって国民の皆様が多大な脅威を与えているという全国的な情勢の中で、すべての都道府県におきまして暴力団排除条例が制定されておりまして、青森県におきましても青森県暴力団排除条例が平成23年3月25日に制定されまして、本年7月1日から施行されたところであります。

このような情勢を踏まえまして、市民の皆様の安全で平穏な生活を確保し、市における社会経済活動の健全な発展に寄与するため暴力団の排除について基本理念を定め、市や市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定める必要がありますことから、むつ市としても本条例を制定することとしたものであり、県内他市においてもむつ市を含めました6市がそれぞれ市議会12月定例会に上程すると聞いております。

また、上位の法律、条例につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴力団対策法及び青森県暴力団排除条例ということになります。

それから、2点目でございます。暴力団と密接な関係を有する者とは具体的にはどういうことかということでございますが、暴力団員が役員となっている事業所、暴力団員の内縁等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、または使用している者、暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、または資材、原材料の購入契約等を締結している者、暴力団員に経済上の利益や便宜をしている者、役員等が暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際をするなど、社会的に非難さ

れる関係を有している者などを想定しております。もちろん暴力団員との密接な関係の有無につきましては、市職員による判断では困難な部分もありますことから、明らかに疑しい人物等につきましては、その都度警察に照会し、確認することになりますので、ご理解賜りたいと存じます。

それから、3点目でございます。既に暴力団排除の規定のある公共の施設はあるのかというお尋ねかと思えますが、実はむつ市駅前広場条例の第8条第1項第7号におきまして、「集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」として使用の制限等を規定しております。したがって、当市の条例、規則等で現在暴力団排除の規定のある公共施設は、下北駅前広場と大湊駅前広場の2カ所ということになります。

それから4点目です。条例の施行に関し必要な事項は市長が定めるとあるが、それは何か、またいつごろまでに定めるのかというお尋ねでございます。この規定は、条例の施行に関し必要な事項がある場合は市長が規則等において定めることができることを規定したものでありまして、現時点においては、むつ市として規則等を定めることは考えておりませんが、必要に応じて定めることとなるかと思えます。

また、本条例の根幹となります青森県暴力団排除条例におきまして、暴力団排除のための規制等を具体的に明記しております。したがって、むつ市民も青森県民でございますので、その詳細については県条例において既に一定の縛りをかけておりますことから、本定例会にご提案いたしました本条例につきましては、あくまでも安全で安心なまちづくりを目指すむつ市としてのメッセージということでご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 説明を聞きましたが、密接な関係を有する者というのは、今部長が答えたとおりなのだろうと思いますが、日常生活していくと、非常にあいまいで判断が難しいなというふうに感じました。特に市長なんかは、私たちと違い、非常に多くの方と接する機会があると思いますので、ある程度明確なラインというのをご自身で覚えていないと大変なことになる、そういうふうなことも十分考えられますので、そこら辺の運用につきましては、ぜひともきちんとしたものをつくっていただきたいというのがあります。

また、それでいきますと、むつ市の場合の条例は、その目的を達成するためのそういうふうな形の条例ということで、罰則等につきましては、これは県のほうの条例に準ずるというふうを考えていいのか、むつ市としての別な罰則等も設けなくてはいけないのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） おおむね議員のおっしゃるとおりでございますが、むつ市で今回ご提案いたしました条例の中では、特に特化したものといえますと、公共施設の使用制限というものを明記しておりますので、その部分が具体の施策ということになろうかと思えます。

あと今後につきましては、いろいろな情勢等を見きわめながら対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第46号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第47号

○議長（山本留義） 次は、日程第3 議案第47号 むつ市情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第47号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第48号

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第48号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第48号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第49号

○議長（山本留義） 次は、日程第5 議案第49号 むつ市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第49号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第50号

○議長(山本留義) 次は、日程第6 議案第50号 むつ市税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第50号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第51号

○議長(山本留義) 次は、日程第7 議案第51号 むつ市立学校設置条例及びむつ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第51号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第52号

○議長(山本留義) 次は、日程第8 議案第52号 むつ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第52号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第53号

○議長(山本留義) 次は、日程第9 議案第53号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、関根漁港施設災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第53号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第54号

○議長(山本留義) 次は、日程第10 議案第54号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市海と森ふれあい体験館の指定管

理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番菊池広志議員。

○11番（菊池広志） 指定管理者の件でちょっとお聞きしたいと思います。これ全般にわたってでございますので、一度きりでお聞きしたいなというように思っております。

この指定管理者の部分でございますけれども、指定管理者を始めた当初は、指定管理者を受ける側が2社とか3社とかというようなことでもってやられてきたと私は記憶しております。ただ、現行の中で指定管理者を指定するに当たって、その1つの指定管理のものについて何社ほど今参加しているのか。

それともう一つは、選定委員会がこのむつ市役所の中に設置されていると思うわけでございますけれども、選定委員のメンバーは、もしお話しできるのであれば、どの方がなっているのか。また、もしお話しできなければ、メンバーとしては何人ぐらい選定委員の方がいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） ただいまのお尋ねは、指定管理者に何社ぐらいが応募しているかというようなことかと思えます。

今回むつ市海と森ふれあい体験館から8施設の指定管理というようなことでございます。むつ市海と森ふれあい体験館、これにつきましては、平成18年度からの部分につきましては1団体、平成21年度からの部分につきましては1団体、平成24年度からの部分につきましては、今回でございますけれども、2団体が応募しております。

むつ市介護老人保健施設やげんにつきましては、これは平成21年度からでございますけれども、こちらのほうは非公募となっております。

むつ市心身障害者ふれあいの家でございますが、平成18年度からの部分については1団体、平成21年度から、また平成24年度からの部分についても1団体でございます。

大畑中央公園、むつ市兎沢スキー場等につきましては、平成18年度からは1団体、平成21年度、平成24年度につきましてもそれぞれ1団体でございます。

脇野沢瀬野牧野等につきましては、これにつきましても、平成18年度、平成21年度、そして平成24年度、それぞれ1団体でございます。

むつ市大畑木材工芸センターでございますけれども、平成18年度からは1団体、平成21年度、平成24年度につきましても、非公募としております。

むつ来さまい館等につきましては、平成18年度からは2団体、平成21年度、平成24年度につきましても、これは……

○議長（山本留義） 総務政策部長、次の議案に入ってもいいのか。だめだ。

○総務政策部長（伊藤道郎） ただいま次の議案等に入るのはまずいというようなことでございますので、むつ市海と森ふれあい体験館の部分だけのお答えとしたいと思います。

あとは、選定委員会のメンバーにつきましては、副市長、総務政策部長、財務部長、企画調整課長、管財課長、そして指定管理者に管理を行わせようとする公の施設を所管する部長をもって組織するということになっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 菊池広志議員の指定管理者の選定の委員の部分でございますけれども、教育委員会でも選定委員会を持ってございます。その部分についてご説明をいたします。

委員は、7名をもって構成されてございます。その内訳でございますけれども、教育委員会関係

者が5人、それから公平性または広い視野を有する部分でございまして、市長部局から2名ほどを選定委員として委員会を構成してございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 11番。

○11番（菊池広志） 以前にも牧野の件で事件があったわけでございますけれども、1度受けると2年ないし3年というようなことで、長期的にわたって指定管理を受けた業者がやるわけでございますけれども、2つ考えると、例えば3年やるのであれば、そこに勤めている方々、大変厳しい状況の中での予算をやりくりした形でやるわけでございますけれども、すべてが、この指定管理者の金額が、同等な金額が3等分されたり2等分されたりするわけでございます。そういう部分では、そこに働く職員が来年の昇級はないのだよというようなことも考えられるわけでございます。それは、企業努力というようなことで考えているかもしれませんが、そういう部分としても、やはり余り未来的な、建設的な職員の確保というようなことがなかなかできないというふうな今実情であるようであります。

また、今度は他方では選定委員会の中で絞り込み過ぎてしまって、選定委員会がほとんどその事業所を守っているのではないかというような市民の声があります。その点につきましても、どのようなお考えがあるのか、若干お聞きしたいなというように思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 選定委員会のほうで、その業者を守っているのではないかというようなお尋ねでございますけれども……

（「なければいいです」の  
声あり）

○総務政策部長（伊藤道郎） 特にそういうことではなくて、指定管理者としてきちんと管理をして

いただけるかどうかで選定するというようなことで、特別そういう意図はございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（山本留義） 11番。

○11番（菊池広志） 我々も指定管理者、漠然とした形の中からスタートした記憶がございます。これが2年、3年、4年、5年とたっていく中で、1つずつこういう部分はだめなのではないか、また市民からこういう声が出ているのではないかというようなことをよく把握して、これから指定管理の事業を行っていただきたいなというように思うわけでございます。

と申しますのも、1社が永続的にやられているのではないかというような声も出ているわけでございますので、今後の指定管理者の指定については、やはりもう一度見直すべきところは見直すべき、そしてまた問題がある部分は問題があるとして、我々にも公表していただかないと、選定委員会の中だけで行うことがやはりそのような不信感を抱くような形があるのではないかなというように思うわけでございます。ぜひ今後は指定管理を行う前には、指定管理者の形と、そしてまた指定する理由等についても、やはり明確にお知らせいただいたほうが、市民の方々も、全く違う認識を持っている方も、やはりその部分では理解できるのではないかというようなことを申し上げて私の質疑を終わります。

○議長（山本留義） これで菊池広志議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。16番半田義秋議員。

○16番（半田義秋） 今予定している特定非営利活動法人シェルフオレスト川内、これはもう過去6年やっていますよね。それで、私も3年前に反対をしましたが、それはなぜかということ、入り込み数、利用者数が全くでたらめだという理由で私は反対したのだけれども、今回この選定に当

たって、利用者数とか利用料金、これは当然あなたたちも調べたはずですよ。これに載っていないのだけでも、これは過去どのくらい、平成22年度だけでいいですから、教えてください。

それから、指定管理料のほとんどが人件費で、利用料金が23万7,000円と。この予算を見ると、収支計画書を見ると、90%以上が人件費なのです。事業費がわずか73万円弱。これでこの基本方針に沿った事業ができるのかどうか、私は非常に疑問ですけれども、その点どのように考えて、この事業者にしたのか。

それともう一つ、ことは2件応募があったはずですが、同じむつ市内から。それで、どのように違って、この法人を指定する予定なのかどうか、その点あわせて報告願いたいと思っています。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 半田議員の3点のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目の平成22年度の利用者数でございますけれども、館外での活動を含めまして、合計で8,176人が利用したと報告を受けてございます。

次に、人件費の部分でございますけれども、議員ご指摘のとおり、全体の事業費のうちの9割を人件費が占めているというふうな計画になってございます。これについてですけれども、海と森ふれあい体験館は、川内庁舎と一体となっております。このことから当該施設に係る管理料、維持管理費といいますか、光熱費、清掃等でございますけれども、ここの部分については庁舎のほうで賄っていると。この分については、指定管理者が負担していないというようなことがまず1点あります。

そして、この事業そのものが海とか山などの自然を教材とした体験事業を主にしているために、そういうようなところで、その事業にかかる経費は少額で済むというふうなところが提案されてご

ざいます。

また、自然をフィールドとした体験事業にあつては、豊富な経験と資格を有する指導者のもとに実施されるということでありまして、また安全には十分配慮しなければいけないというふうなことでありますので、複数のマンパワーを要することから、この人件費の占める割合が多くなったのではないかなと考えてございます。

3点目の2団体、今回説明会の段階では3団体ございまして、応募については2団体がありました。この2団体の中で選定を進めたわけですけれども、これについては申請書に基づく書類選考から始まりまして、その部分において不足分がございましたので、また申請者から直接お話を伺いたいということでプレゼンテーション、これを行ってございます。それを経まして、選定を行いました。

その選定理由については、議会の資料にもございますけれども、4点ほどの基準を、評価目線といいますか、着眼点、1点目が施設の設置目的に合致した管理運営が行われ、利用者の平等な利用が確保されること、2点目として、施設の効用が最大限に発揮され、サービスの向上が図られること、3点目として、管理経費の縮減が図られること、4点目として、管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること、こういうふうなものに基づきまして、評価、評点を行ってございます。この結果、今回議会に提案いたしました法人のほうを選定されたというふうなわけでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 16番。

○16番（半田義秋） いろいろ事情を聞きましてけれども、私はどうもこの利用者数については非常に疑問を感じる。私の住んでいる町にこれはあるので、私は常に庁舎に行ってみるけれども、そん

なに利用する人はいない。海岸、夏は海で指導している、それも恐らく人数に入っているのでしょう。でも8,000人はちょっと私はまゆつばものだと、そのように思っています。

ところで、このシェルフォレスト川内、これは法人だけれども、当然理事、役員がいますよね。これ見ると6人と書いてありますけれども、私前にこの6人に電話したら、全然理事会を一回も開いていないと。そんな法人はあるのですか。理事会何回開いたという報告はありますか。聞いていますか。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） このNPO法人については、理事会、定例会等が2回開かれているということでございます。

○議長（山本留義） 16番。

○16番（半田義秋） 2回開いた。それ本当ですね。後で理事に聞いてみます。

それで、あそこのシェルホールは、燃料費とか維持費は庁舎持ちなの。その指定管理料は当然引いて支払いますよね。そうでなければ合わないのだから。それで、事業費が少ないのだ。けれども、それは事業費には入らないでしょう。事業をやるのが事業費なのだから。それは、燃料費は何も関係ない話です。

ただ、この73万円弱で、ここに基本方針がいっぱいあるけれども、これは当然私は不可能だと思うのです。だから、今まで事業をやった、これをやった、あれをやったという項目は、当然報告なされているでしょう。それ、きょうでなくてもいいから、近々私に見せてください、最終日までには。よろしいですか。それでいいです。

終わります。

○議長（山本留義） これで半田義秋議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第54号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第55号

○議長（山本留義） 次は、日程第11 議案第55号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市介護老人保健施設やげんの指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第55号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第56号

○議長（山本留義） 次は、日程第12 議案第56号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市中心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第56号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第57号

○議長（山本留義） 次は、日程第13 議案第57号  
指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、大畑中央公園外1施設の指定管理者を  
指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
すので発言を許可します。15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 議案第57号につきまして、質  
疑をさせていただきます。

大畑中央公園外1施設の指定管理者に関する議  
案であります。この収支計画の概要のうち、人  
件費2,418万9,000円とありますが、その内訳につ  
いてお聞きをしたいと思っております。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 中村議員お尋ねの指定  
管理料のうち、人件費の内訳についてお答えをい  
たします。

指定管理者応募の当該団体の提案における人件  
費の計画では、雇用人数9名で、金額にいたしま  
して2,418万9,000円の提案でございます。その内  
容は、施設の統括責任者として事務局長1名、プ  
ール遊泳監視業務に常勤2名、そしてパート1名、  
受付業務に常勤1名、施設維持管理業務に常勤1  
名、そしてパート1名、公園全体の整備員といた  
しまして、常勤1名及びパート1名の内容となっ  
てございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） ただいまの説明でいきますと、  
これ財団のほうの事務所の経費みたいになるの  
は、これには含まれていないというふうな解釈で  
よろしいですか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 財団全体ではもう少し  
職員がおるわけでございますが、うちのほうでは  
あくまでも施設管理、指定管理にかかわる部分の

人件費のみを計上してございますので、公社全体  
のほうの人件費は、これには含まれてございませ  
ん。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を  
終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第57号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第58号

○議長（山本留義） 次は、日程第14 議案第58号  
指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、脇野沢瀬野牧野外9施設の指定管理者  
を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第58号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第59号

○議長（山本留義） 次は、日程第15 議案第59号  
指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市大畑木材工芸センターの指定管  
理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第59号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第60号

○議長(山本留義) 次は、日程第16 議案第60号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ来さまい館外2施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第60号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第61号

○議長(山本留義) 次は、日程第17 議案第61号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市奥薬研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。20番佐々木隆徳議員。

○20番(佐々木隆徳) 今回のこの指定管理の件だけに限らず今回8件の案件ありますけれども、合併して間もないときから、約6年ぐらい前から今の指定管理が始まったと記憶しております。当時

民間活力の導入とか、市で運営するよりも経費削減というふうな形でこの指定管理が始まったと記憶しておりますが、果たして今、市が期待する方向に進んでいるのか、また市で運営するよりも民間が実施して活性化が進んでいるのか、そのようなことで市の認識について伺いたいと思います。

今の議案第61号に限らず、全体の認識で伺いたいと思います。

○議長(山本留義) 総務政策部長。

○総務政策部長(伊藤道郎) この指定管理者制度が目指す、期待する方向に進んでいるのかというようなことでございますけれども、それなりの効果はあろうかと思いますが、経費等の削減については、思うように削減されているというような認識は十分ではないというようなことを私は感じております。

今後指定管理の部分につきましては、それぞれの指定管理者にもいろいろと努力をしていただいて、経費の削減等に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(山本留義) 20番。

○20番(佐々木隆徳) 先ほど冒頭で菊池広志議員からも若干質疑ありましたけれども、これまでの指定管理の流れを見ますと、同じことの繰り返しになるかもわかりませんが、1度指定管理を受けますと、期間満了後も同じ業者が選定されていると。もちろん問題なかったわけで、その更新という形になろうかと思いますが、二、三年前ですか、例外的に事件を起こしたといいますが、事故のあったあの1件を除きまして、ほとんどが同様の業者がその指定管理を受けていると。何か選定委員会も問題ないような、ないようなというふうな形での決め方になっているのではないかなと思いますけれども、その点についてもまた改めて伺います。

○議長(山本留義) 市長。

○市長（宮下順一郎） 佐々木隆徳議員のお尋ねにお答えいたします。

この指定管理者の指定というふうなことにつきましては、先ほど来お話をいたしておりますように、市役所の選定委員会というところで十分まず書類審査を行い、そして足らざるところはプレゼンテーションを行うというふうな形で、決して安易に指定期間が終わったということで、その方々というふうなことでは、それを念頭に入れた取り組みはしておりません。改めて公募をし、公募をした結果、1業者でも、その前の方が引き継いだ、応募したというふうな場面でも、さまざまな部分において指摘をし、そして十分な審査をした結果というふうにとらえていただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 20番。

○20番（佐々木隆徳） 市長の説明、重々わかります。全く白紙の状態を考えれば、何か新規業者が参入できないような感じがいたしますので、同じことの繰り返しですけれども、その点についてまた伺いたいと思います。最後になりますけれども。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 新規でないというふうな形のものがかかなりあるわけでございますけれども、それでもやはりそこには競争原理というふうなものを働かせるために、こういう3年、5年というふうな形で、改めてその組織、そしてまたその体制、そしてまた提案、その経費、そういうふうなものを十分審査をしておるところであります。

例えばこれを全国公募というふうな形になりますと、指定管理制度そのものが、本質がちょっと問われてくるものがあるのではないかと。全国的な公募にいたしますと、また青森県というふうな、市外の者もというふうな形になりますと、では果たしてそれが市内のさまざまな部分において支えになるのかというふうなこともありますので、市

内の業者、団体というふうなことになりますと、やはり限りがあるものと、このように思います。積極的に、さまざまNPO等もございいますので、その方々が応募なされて、そこに競争原理が働き、そしてまた経費の削減、そしてまた雇用というふうなところ、それにつながっていければ、これにこした制度はないものと、このような認識をしておるところでございます。

○議長（山本留義） これで佐々木隆徳議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 議案第61号、薬研修景公園と露天風呂の指定管理ですけれども、通告が終わりましたから、実は夕方薬研に行きまして、少し防犯の面で不安を感じてまいりました。奥薬研は、建物も少なくレストハウスだけですので、その防犯体制についてははっきり指定管理されているのかどうかということをお聞きいたします。

○議長（山本留義） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（若松 通） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

防犯面でどうなっているのかというようなことでございますが、かつてはレストハウスにありません夫婦かっぱの湯ですけれども、夜にだれもおりませんので、侵入者があって、風呂の中で飲み食いをしているような形跡があったというような過去の事例がございいます。それを受けまして、さまざまな扉等をつけましたけれども、それも壊されたというようなことで、また新たに扉をつけたというような経緯がございいます。現在のところ、今のところはそういった事例は、ここ何年間かは入っていないような状態でございます。

それから、元祖かっぱの湯のほうですけれども、これと一緒に指定管理というようなことを来年度から考えております。これも今年度工事が終わったわけですけれども、ことしから始めた元祖かっ

ばの湯ですけれども、ここもいろんな苦情があったりしております。それを解決するために一緒に指定管理をしてもらうわけですけれども、今インターホンをつけるなどして、何かあった場合は、そこでレストハウスに直接、例えば入浴中にぐあいが悪くなったとか、それから何か事件が発生したとかという場合は、そのインターホンを使ってレストハウスにすぐ通報できるというような体制をとることとしております。

以上です。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 元祖かっぱの湯のほうはわかりましたけれども、ではレストハウスの防犯に対してはどのようにされていますか。

○議長（山本留義） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（若松 通） 現在のところ、夜間は人がいないような状態でありましてけれども、特別セキュリティーの関係で、そういう装置をつけるとかというようなことは今のところは考えておりません。そういったレストハウスに対する事件等は発生しておりませんので、今のところはそういうことで考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 今のところはおっしゃいましたけれども、今後どういう事件が起きるかわかりませんので、防犯体制に対してはしっかり働いている方たちのためにも行っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第62号

○議長（山本留義） 次は、日程第18 議案第62号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第62号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第63号

○議長（山本留義） 次は、日程第19 議案第63号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第63号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第64号

○議長（山本留義） 次は、日程第20 議案第64号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第65号

○議長(山本留義) 次は、日程第21 議案第65号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第65号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は、これに同意することに決定いたしました。

#### ◇議案第66号

○議長(山本留義) 次は、日程第22 議案第66号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第66号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は、これに同意することに決定いたしました。

#### ◇議案第67号

○議長(山本留義) 次は、日程第23 議案第67号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第67号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は、これに同意することに決定いたしました。

#### ◇議案第68号

○議長(山本留義) 次は、日程第24 議案第68号 平成23年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、15番中村正志議員。

○15番(中村正志) 議案第68号 平成23年度むつ市一般会計補正予算につきまして、2点ほど質疑をさせていただきます。

まず1点目といたしまして、民生費の災害時要援護者支援事業費104万5,000円につきまして、この具体的な中身、内容についてお聞きをしたいと思います。

2点目、同じく民生費、共生型サービス事業補助金、このサービス基盤の整備の全容と、その整備費の総額について、またこれはその利用者がいるわけではありますが、そのサービス利用者の負担

はどのようになっていくのか、あわせてお聞きをしたいと思います。

○議長(山本留義) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(松尾秀一) 中村議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、災害時要援護者支援事業費の具体的な内容についてのお尋ねでございます。経費の内訳につきましては、3.11東日本大震災を教訓にしまして、停電時に備えて電源確保のための発電機、燃料携行缶及び給油ポンプ等2台分と持ち出し用のプリンター2台の購入費用として計上しております。したがって、これらの備品を購入することにより、災害時に万が一停電になった場合においても、消防関係あるいは町内会長及び民生委員さん等の関係機関へ迅速な情報提供ができるものと考えております。

その他では、現在関係機関に提供しております災害時要援護者情報のうち、地図データが白黒で見えにくい、不鮮明であるとの指摘を受けておりますことから、カラーレーザープリンターを購入いたしまして、改善を図りたいと考えております。

なお、これらの経費につきましては、当初予算分及び当該補正分に係る経費を含めまして、青森県地域支え合い体制づくり事業補助金の内示を受けており、全額歳入として補てんされることとなっております。

次に、共生型サービス事業補助金についてのお尋ねでございます。まず1点目、サービス基盤の整備の内容と整備費の総額についてでございます。まず、これは事業内容に基づきまして、2階建ての延べ床面積が202.01平方メートルの建物として、新築工事費として3,000万円、さらにはその建物内への各種備品としてテーブル、テレビ、パソコン等の購入費を300万円計上いたしております。1階部分は、多目的ルームや浴室を備えており、いわゆるレスパイトケア用の居室として1

部屋設置しております。また、2階部分は住宅型有料老人ホームとして5部屋となっており、ひとり暮らし高齢者の孤独感、不安解消のために居室提供、生活支援等の事業を展開する予定であると事業主体のNPO法人から聞いております。

また、2点目として、サービス利用者の負担はということでございますが、入居費としては食費込みの月額8万円というふうなことで聞いております。また、高齢者利用料は1人当たり500円の実費負担とし、レスパイトケア、いわゆる夜間の預かり利用料は6,000円、日中預かり利用料は3,000円の負担額ということで事業主体のNPO法人から聞いております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 災害時要援護者支援事業費のほうであります。今備品関係のほうの購入というふうな説明でありました。そうしますと、これらのものはどこに配置されるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

また、この災害時要援護者支援事業は、この備品のほかにも要援護者の登録でありますとかほかにもありますが、そちらのほうは進んでいますでしょうか。若干予算とは離れますが、関連でお聞きをしたいと思っております。

共生型サービス事業補助金のほうであります。今の説明ですと、建設費の全額を補助するというふうなお話でよろしいのでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えいたします。

まず、災害時要援護者支援事業に係る備品等の配置ということでございますけれども、これは保健福祉部内にあります介護福祉課のほうに配置ということになります。

それから、利用者でございますが、現在1,708名の方が登録しております。

それから次に、共生型サービス事業でございますけれども、これは厚生労働省の交付事業ということでありまして、上限がそれぞれの事業で3,000万円、300万円というふうなことでございまして、実際の経費はちょっと事業主体のほうで持ち出しがあるのかないのかわかりませんが、実態はそのようなことでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 議案第68号 平成23年度むつ市一般会計補正予算についてお尋ねいたします。

項目の立木売却収入のところ、2,081万1,000円の歳入、そして分収造林売却収益分収金で1,821万1,000円の支出になっております。ここで260万円の差額が出ておりますので、それは市の収入であるのか。

そしてもう一点は、その後の土地の利用、処理というのはどのようにしているのか。

2点お聞きいたします。

○議長（山本留義） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（布施恒夫） お答えいたします。

旧青森営林局と現在のむつ市旧川内町とで分収造林契約を設定しております分収林について、伐期に達したところ、今回その収益が出たわけでございますが、分収契約に基づきまして、市の持ち分8割を歳入としております。その8割のうち市が1割、市と分収造林契約をしている銀杏木部分林組合及び宿野部部分林組合に対し、分収造林契約に基づき7割を収益分収金として支払うことにしております。よって、この差額分260万円が市の歳入となるわけでございます。

それと、この分収造林の跡地につきましてのお尋ねでございますけれども、あくまでも国有林というふうなことになりますけれども、この2組合

ともすべて伐採された後には組合員の高齢化とか組合員の減少等の理由で組合の解散を予定しているというふうなことで聞いております。このことから、市といたしましても、更新せずに返地せざるを得ないだろうというふうなことで現在検討いたしております。

なお、返地された後の分収造林の希望者がいない場合でございますが、森林管理局で直営造林として杉を中心とした植栽を行うというふうなことでお伺いしております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 差額の260万円は市のほうに収入になっているということですが、この同じ金額が農業総務費で出てきているのですけれども、それはこれとは全く別物でしょうか。260万円というのが、同じ6款なのですけれども、林業費では1,821万1,000円の支出になっておりまして、その差額の260万円というのが農業総務費のほうで支出されているのですけれども。

○議長（山本留義） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（布施恒夫） 今のお尋ねの分収造林売払収益分収金につきましては、6款農林水産業費、3項林業費、1目林業総務費の中の1,821万1,000円でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） では、その差額の260万円というのは、市の収入のほうに入っているということですか。

あと1つ、先ほど2組合とも解散の方向に進むということでした、そのまま森林管理局のほうへ返すとなれば、森林管理局が分収林を回収して杉を中心とした植栽ということでしたけれども、今回分収林ということで、その当時、五十数年前に植栽された方たちに少しでも、ほんの少しだと思うのですけれども、お支払いすることができたと

いうことは、やはり将来にわたり地域の中で、そういう今区切りの、市長はよく「次の50年に向かって」とおっしゃるのですけれども、50年に向かう時期だと思います。50年後の方たちのために、もう一度新たな分収林制度、NPO等と連携をとりながら、地域の中で活用できないか探っていたきたいなと思います。

この差額の金額に対しまして、お答えできましたらもう一度回答をお願いいたします。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） まずお尋ねの売払収入にと、それから分収造林売払収益分収金ですか、地域の組合に支払うその差額260万円がどうなるのかというふうなお尋ねだろうと思います。第6款第3項にその地域の分収組合に対する分収金を計上してございますけれども、そのところにその売払収入が全額充当されるということになります、原則的には。ただし、その林業総務費の部分には一般財源がありませんので、従って一般財源が超過した形ということになります。その余った部分は、ではどうするのかということなのですが、林業総務に従事する職員の人件費は第6款第1項の農業総務費のほうにすべて計上されておるということでございますので、その人件費の部分に充当させていただいて、第6款第1項第2目の農業総務費のほうにその他の財源として260万円を計上させていただいたと、そういうことでございます。

○議長（山本留義） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（布施恒夫） 部分林組合が解散した後の50年に向かってというふうなことで、NPO法人等の活動等をその植栽等に振り向けられないかというふうなお尋ねかと思いますが、あくまでも森林管理局内の話でございまして、森林管理局のほうでは希望者がいない場合というふうなことで直営造林を進めるというふうな話で

ございますので、重々その旨お伝えしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

次に、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第68号 平成23年度むつ市一般会計補正予算について2点ほど質疑させていただきます。

1点目は、各項目について、職員の配置がえにより財源更正をしているというふうな市長の説明でもありましたし、この中に記載されておりますが、こういうふうになっている背景を具体的に説明願いたいと思います。

2点目は、追加事業であります。若手演奏家によるジョイントコンサート開催ということを追加の事業として出しておりますが、この事業を実施するに至った経緯と理由をお知らせください。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

今回の補正予算につきましては、当初予算の執行状況を勘案して決算見込みとの差額を補正したものでございます。

当初予算の内容につきましては、予算案を決定する時期が2月ごろというようなことで、人事異動の内容が煮詰まっていない段階でございます。このようなことから、人事異動を反映させた予算とはなっておりません。

職員一人一人の人件費につきましては、それぞれ異なりますので、人事異動の結果、各款項目ごとの人件費が増減することになります。その執行状況、決算見込みまで精査した結果が今回の補正予算となっております。

人事異動以外の要因といたしましては、勧奨退職などによります職員の減、また時間外手当の決算見込み、共済費の負担率の変更、子ども手当の変更などがありますので、ご理解を賜りたいと存

じます。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 齊藤議員お尋ねの2点目の小・中学生と若手演奏家によるジョイントコンサートの開催を追加事業とした経緯と理由についてのお尋ねについてお答えいたします。

これは、むつ市になじみの深い東京芸術大学佐野教授並びに若手演奏家の方々が音楽の体験、普及活動を内容としました文部科学省の補助事業であります音楽アウトリーチ活動がむつ市で今年度展開されると、そういう情報がありまして、それを知りまして、この機会に小・中学生との交流を目的としたジョイントコンサートの開催を打診いたしましたところ、快くお引き受けくださっております。

当教育委員会としては、せっかくの機会でもありますので、ジョイントコンサート実施に向け企画し、準備を進める予定としてございます。

このような若手演奏家と市内小・中学生とのジョイントコンサートは、児童・生徒の貴重な体験の機会ともなり、高い教育的効果も望めると思っております。年度途中の追加事業となりますけれども、あわせまして、市民の皆様にもすぐれた音楽を鑑賞する機会を提供するためにも、今回の事業の実施を予定するというところでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、21番富岡幸夫議員。

○21番（富岡幸夫） 先ほどは人事案件につきまして、議員の皆様のご承認を賜りまして大変ありがとうございます。後ろからでありますけれども、御礼を申し上げたいと思います。また、市民の税金にかかわることありますので、一生懸命職務を全うしてまいりたいと、このように思っております。

こういう立場でなかなか質疑はできないような形になりますが、発展的なことについては何度か質疑させていただきたいと、こういうふうに思います。

このたびの補正予算について、民生費の生活保護費についてお尋ねをさせていただきたいと思えます。当初予算で22億円ほどの予算計上されておりますが、ここへ来て1億4,000万円ほどの増額ということになっております。近年の社会状況を見ますと、大変切ない思いでこういう現象が出てくるということはやむを得ないのかなと、こういうふうにも思いますけれども、近年の増加している現状、今日までの経過、推移、そしてその直面している課題、または今後の対策、対応と申しますか、そういう施策があったらお知らせ願いたいと思えます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 富岡幸夫議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、近年の被生活保護者と扶助費の推移はというお尋ねでございます。全国的な経済の低迷もありまして、平成12年度以降、被生活保護世帯及び世帯員の増加が続いておりまして、これに伴いまして生活保護、いわゆる扶助費も毎年伸びてきております。

主な扶助費は、全体の約85%を占めます生活扶助費並びに医療扶助費であります。特に医療扶助費については当市が被保護者の医療保険者となっておりますことから、10割を負担しておりますが、早期に適正な治療を受けることによって、疾病を持つ被保護者が健康を回復し、自立に向かい心身の健康を取り戻すことができるものと考えております。

ちなみに、平成17年度と直近の本年8月を比較してみますと、被保護世帯は960世帯から1,260世帯に、31.25%の増加をしております。人員につ

きましては、1,333人から1,757人に、31.80%の増加となっております。

また、前年9月と本年9月を比較いたしますと、1年間で世帯数が4.22%増加し、1,258世帯に、人員では3.36%増加し、1,752人となっております。

次に、扶助費の推移でございますが、決算額を平成17年度と平成22年度で比較いたしますと、16億8,125万円から21億8,377万3,000円に29.89%、平均にいたしますと5.98%の増加となっております。

平成23年度の歳出傾向といたしましては、前年度決算額と本年8月までの伸び率を比較して、扶助費を左右いたします生活扶助費が4.52%の伸びに加え、医療扶助費も1カ月で1億円を初めて超えるなど、11.98%の伸びを示しております。平均の伸び率7.97%による今年度の決算見込みは23億5,788万1,000円となり、当初予算から6.46%の増加というふうな推測でもって1億4,305万8,000円の不足が生じる見込みとなったものでございます。

また、次に扶助費の伸びにかかわる課題、さらに抑制につながる施策についてのお尋ねでございます。当市の被保護世帯の累計は、約半数を占めます高齢者世帯に障害者世帯、傷病者世帯、母子世帯、これらのどれにも属さない世帯を加えますと、9割を超える世帯がいわゆる稼働のできない世帯、稼働しない世帯というふうになっております。しかしながら、被保護世帯の自立を目指す支援は最低限必要不可欠であり、近年全国的にハローワークへの同行訪問や面接支援等特別なサポートを必要としている被保護者に対し、就労支援員を配置いたしまして支援することによって、厳しい雇用情勢下にあっても新規就労または増収につながる効果が示されており、生活保護費の減額効果、いわゆる費用対効果が3倍に達していると言

われております。

当市におきましても、生活保護の適正な運営を確保するため、今年9月1日から生活保護就労支援員を1名配置いたしまして、就労による自立の助長に資するため、支援を開始いたしましたところでございます。

対象といたしましては、稼働年齢にある対象者ということで、本年10月末現在では150名おりますが、そのうち男性43%、女性57%となっており、このうち傷病等のいわゆる阻害要因のある者が80名で、実質70名が阻害要因のない健康な者ということで就労支援を行っております。

また、生活保護就労支援による支援内容は、求職活動に係る助言及び指導、就職に関する希望及びニーズの把握、ハローワーク等の活用に係る指導及び同行訪問、それから履歴書及び職務経歴書の作成にかかわる指導、面接試験にかかわる指導、就職情報等の提供など、さまざまな支援を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 21番。

○21番（富岡幸夫） このように社会状況が非常に厳しくて、全国的にも生活保護の見直しが取りざたされていると。戦後この制度ができた当時、昭和26年ですか、私が生まれた年のあたりが一番生活保護受給者が多かったと。204万人だった。先般報道された分には205万人を超えたというような現状で、当時とは社会状況が違いますから、そのことは比較はできないものとしても、私どもの市の負担というのかなり大きくなっているという現状があります。

国の制度にかかわることで対策がなかなか望めないというようなことがありますけれども、やはり私どもの地域にとって就労の場が少ない、または雇用が安定していかない、こういうふうな状況でありまして、ただいま就労支援の施策も取り組

みつつあるというご回答はいただきましたけれども、これはなかなか実績が上がるまでにはほど遠い話でありまして、何としてもこの地域が将来どういうふうな形で飯を食っていくのかというようなことを真剣に考えなければならない時期だと思っております。

そこで市長、やはり生活保護、例えば生活扶助、医療扶助が高額になっておりまして、このことについては医療もやはり、できるだけ病院にかからないという言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが生きがいを感じて、生涯この地域で住んでよかったと、そして生涯現役で終われるというようなことを推進していけば、これは医療にかかる方々も少なくなる、経費も少なくなる。ましてや経済がうまくいけば、障害のある方は別としても、生活保護を受ける方が少なくなる。この生活保護を受けている、例えば年齢層もありますけれども、今全国的に言われているのは若年層が生活保護を受けるというようなことで、非常に取りざたされております。

我が地域ではそういうふうなことではなくて、50代、60代、我々の年代が働く場がない、そしてもはや頼る年金もない。こういうふうになると、どうしても生活保護に走る。皮肉なことに、もう皆さんご存じでしょうけれども、パートでも最低賃金よりも生活保護を受けるほうが楽だと言わんばかりのこういう世情があるというようなことについては、やはり問題視をしていかなければならない。地域は地域できちんとそのことに取り組むというようなことがなければならぬと思っておりますけれども、市長、お考えを少し述べてください。あなたはネクスト50で、50年先に責任を持つと言っているわけですから、ぜひよろしく願います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） ネクスト50というのは、50年

先を責任を持ってというふうなことも一つありますけれども、皆さんと一緒に考えて、次の50年に向かってどういうふうな施策を展開していけばいいのかというふうな意味合いもございまして、50年先、富岡幸夫議員も元気かもわかりませんが、その際にはぜひ50年前に議論したことを思い出していただければなと、このように思います。

今生活保護の部分で非常に難しい部分がございます。行政として何を取り組むべきかというふうなことでありますけれども、まず申請者の方々、これに対してはやはり精緻な調査、これをしていかなければいけない、これがまず1つでございます。担当のほうからもお答えをいたしましたように、現在保護を受けている、扶助を受けているの方々、就労が可能な部分についてはやはり就労支援をきっちりと、これは支援員を1名を9月から配置いたしまして積極的に。ただ、その部分で約1割の方しかそういうふうな対象者がいないというふうな状況でありますけれども、それはやはりきめ細かく就労の機会をハローワーク等々に出向きまして、ご一緒に出向きまして、さまざま支援をしていって、その就労のマッチングをしていくというふうなこと。その部分においては、多分同じ番組をごらんになったかと思うのですが、本来自らが潜在的にあの仕事はだめだよというふうな、そういうふうなことではなくて、さまざまなケースがありますので、そのお人柄もありますので、どういうふうな職種が適しているのか、そういうふうなところまでじっくりと話し合い、そしてまた情報、適性検査とか、何かそういうふうなものもあるみたいですので、そういうふうな形で就労支援をしていく必要があろうと、こういうふうな行政の取り組み方をしていきたいというふうな思いでございます。

これ非常に難しい、思いを伝えなさいというふ

うな、話しなさいということですが、非常にこの部分においては余りにも、これは国政の場所でお話をする大きな問題ではないかなと思うのですが、むつ市の場合をちょっととらえてみますと、平成23年の8月の段階で28.99パーミルということで、1,000人のうち29人くらいの方が対象になっていると、こういうふうなことがございます。これをずっとさかのぼってみますと、平成12年度、これは合併前のむつ市でございましたけれども、この段階では13.55パーミルということで、この時期が一番その部分では保護率が低い時期でございました。これは、何かといいますと、やはりそのあたりにさまざまな企業誘致、ホワイトファーム初めセアン、それからアツギナイロン等6社により雇用の拡大が図られてきた、こういうふうなバックヤードがあったわけでございます。そういうふうなことによって、まず雇用が確保されたというふうな結果、一番低い時期が平成12年度、こういうふうなことになったわけです。簡潔にお話をさせていただきました。

その後、やはり合併、これを踏まえまして、急激にふえてきたというふうなものもありますし、また昨今では原子力関連の事業、こういうふうなものが中止しているというふうなことで、その部分での若干の影響が出ている。やはり就労の場所、これを確保していかなければいけない、雇用の関係、これにしっかり対応していかなければいけない。しかしながら、これは世界的な企業が国外に出ていくとか、こういうふうなもので、一朝一夕にここに誘致企業何百人というふうなことはなかなか難しゅうございますので、しかしながらそれはしっかりと頑張っていかなければいけない思いで取り組んでいきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 21番。

○21番（富岡幸夫） 市長言われるとおりでありますし、過去においてそういう事例といいますか、

少なかった時代もあるわけであります。世の中がこうだからということだけで、また国の制度であるからと、これだけでということではなしに、私どもも一生懸命その辺の対策は考えてまいらなければならぬと思っておりますし、発言もしてまいりたいと、こういうふうに思っております。

そこでもう一つ、その生活保護の申請に当たって、受ける側の職員の対応といたしますか、その仕事なのですが、前回予算のときだと思えますけれども、こういうふうに生活保護者がふえて申請がふえてきて、その対応方に一人の職員が何世帯を受け持っているのかというようなことで、80件以上担当しているという現状があるということであります。全国的にも中央のほうへ行くと1人で100件以上、もう激務であるというようなことがあります。これは、やはり市民に対しても、申請した方々に対しても、その実情をより詳しく、そして申請後も生活保護を受けてからも、きちんと確認をしていくという作業がなければ就労の機会というものの援助というのはできない、こういうふうに思います。そういう意味では、ぜひ職員の確保、きちんとした適正な時間をとって対応できるような、そういうふうなことになっているのかどうか、できればその部分で人をふやすことができるのであれば、現状がどうであるかは別として、ふやすことができるのであればふやしていただきたい、対応をしっかりとっていただきたいというふうに思っております。

現実的には、こういう現況をどんな形でも打破していかなければならない、こういうふうなことでありますので、ぜひその辺のところを一生懸命考えてやっていただきたいと、こういうふうに思います。現状をちょっと教えてください。どれくらいの方を担当しておられるのか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 富岡幸夫議員の再質

疑にお答えいたします。

確かに現状におきましても、約80世帯を1人のケースワーカーが持つというふうな現状がございます。そういう意味では、やはりケースワークもかなり厳しいものがございます。ただ、役所の総人数、職員の配置につきましては、なかなか私どもの要望どおりいかない部分もございますので、その辺はさらなる適正な保護に向けまして、人事当局等とも協議いたしまして、適正な保護に向けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで富岡幸夫議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。7番村川壽司議員。

○7番（村川壽司） 1つだけお尋ねします。

補正予算書の中にも全然ないので、あえてお尋ねさせていただくわけですが、今一番心配しているのは、運動公園の野球場であります。その野球場、先般市長と町内会会長の交流会の資料を見せてもらいましたけれども……

○議長（山本留義） 村川議員、この件に関しては、次の一般質問でも出されているので、これなじまいので。

○7番（村川壽司） では、簡単に。

今一番求めているのは、自分たちで探知機みたいなもので検査する、数字をはかる、その道具が市役所にないかどうか、また買ってもらえないのかどうかというのが今地域で一番心配しております。それが民生費のほうにも教育費のほうにも入っていないので、そう高いものなのか、その辺をちょっと教えてほしいと。できれば町内に1つずつ置いて、また運動公園の事務所に1つ備えて、そしていつでも、だれでもはかれる、野球場だけではなく、周りの住宅の人たちもそういう声を出しておりますので、そういう声をすくっ

て、そこを考えていただければなど。一番いいのは、早く持って行っていただければ一番いいのですけれども、そして来年野球場を使えるように……

○議長（山本留義） 村川議員、わかりましたから、その辺で。済みません。

○7番（村川壽司） そういうことで。

○議長（山本留義） 今村川壽司議員から、今こういう社会状況でありまして、村川議員の質疑の趣旨もわからないわけではないのですけれども、議題外でありますので、後で村川議員、市長部局のほうにお願いしていただければなど思っております。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第68号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第69号

○議長（山本留義） 次は、日程第25 議案第69号 平成23年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇報告第30号

○議長（山本留義） 次は、日程第26 報告第30号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成23年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 報告第30号につきまして質疑をさせていただきます。

これは、提案理由にもありますとおり、先日開催されましたこども議会において、その中で議決された議案につき、すぐさま専決処分ですら予算をつけたということで、そのスピードの速い対応につきましては敬意を表したいと思います。できますならば、議会で提案されたものに対しても、そのような対応をしていただければなどというふうな思いはございますが。

それは置いておきまして、まずこの事業の具体的な内容をお聞きしたいと思います。この事業のねらい、派遣時期、派遣規模、選出方法等々の内容につきましてお答えを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 中村議員の姉妹都市会津若松市への子ども派遣交流事業費の具体的内容に

ついでに4点のお尋ねについてお答えいたします。

まず、実施時期でございますけれども、平成23年12月16日の金曜日から12月18日の日曜日までの2泊3日で実施する予定にしております。規模でございますけれども、この派遣団の規模につきましては、中学3年生の20名、それから引率が4名、事務局1名の25名で構成される派遣団となっております。

次に、この事業のねらいでございますけれども、参加生徒の立場に立ったねらいといたしまして、1点目としましては、むつ市と姉妹都市の関係にある会津若松市を訪問し、会津の歴史や文化を学ぶとともに、姉妹都市締結に至った背景を知るといふふうなものでございます。

2点目といたしましては、会津若松市長への表敬訪問と地元中学生との交流、公共の場での行動を通して、将来のむつ市を担う社会人としての自覚を深めるものでございます。

最後でございますけれども、姉妹都市間の交流の意義を理解し、両市のさらなる友好発展につなげる機会としたいということでございます。

選出方法についてでございますけれども、派遣生徒は公募により選考することを検討しましたけれども、作文や面接などの選考には期間が短かったこと。また、中学3年生までを対象とした場合、実施時期が12月中旬と限られることから、各中学校からの推薦により生徒を派遣することと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 中身につきましては、わかりました。

市長、たしかこども議会ですと、3議案提案をしまして、うち2議案が可決されたと思いますが、残りの1議案についての対応はどのように考えて

いますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） こども議会では3議案、仮定の議案を提出いたしまして、N o テレビ・N o ゲームDAYの実施について、これがこども議会のほうで否決をされました。そして、ただいま専決をいたしました会津若松市との交流事業、これは可決していただき、そしてもう一つは、医療系の学校の部分、この誘致についてというふうなことで、今後取り組むべきだというふうな御議決をいただいたと、こういうふうに記憶しておりますけれども、残り1点の部分については、今後これ研究というふうなことでたしかとどめさせていただいたと思いますけれども、その部分については十分研究もし、さまざまな各方面に当たっていかねばいけないところもあるわけでございますので、その程度にさせていただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 前の中村議員の質疑でわかるところもありましたが、重複してしまったり、済みません、割愛してもよろしいですので、何点かお答えを願いたいと思います。

まずは、先ほど中村議員もお話ししておりましたが、専決処分をしてまで急ぐ理由がよくわかりません。先ほどの答弁でいくと、3年生が主体だから、受験に影響するとか、一番はそういうことだと思います。3年生を優先してというふうな理由も、何でというふうに思いますので、そのところももう少し詳しく説明願います。

そして、あとは帰ってきた後の報告会をどのように行うのか、またこの事業は今後継続するののかということをもっと最初にお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。4点ほどのお尋ねだととらえましたけれども。

まず、専決処分でなぜ急ぐのかという部分でございますけれども、議員ご指摘のとおり、むつ市こども議会、子供たちが一生懸命審議し、本事業を可決しました。市としましては、今年度中に早速会津若松市へ派遣し、斗南藩と会津藩の歴史的なつながりを理解し、現地の中学生との交流を深めることで、本事業可決の成就感を味わってほしいというふうな思いがございました。また、こども議会での議案可決後、派遣に係る時期、それから交流内容等について、会津若松市と相互に連絡をとり合い、調整した結果、定期テストや参観日等の学校行事、これは会津若松市もしくはむつ市も同じでございますけれども、それらの行事が終了しまして、相互の生徒の教育活動に支障を来さない時期、またむつ市から派遣する中学生の中には受験生もいることから、年を越してからの派遣には無理があるということから、年内の12月16日を出発とした時期が適切であるというふうに判断いたしました。

この12月中旬の事業実施に当たりましては、派遣生徒の人選、それから宿泊場所や交通手段等の予約、準備及びこれに伴う予算の執行が伴いますので、それらの理由から今回の専決処分に至ったものでございます。

派遣生徒の選考をどのように行ったかという部分でございますけれども、中学3年生が今回派遣団として行くわけでございますけれども、先ほども中村議員に説明したように、学校での推薦という形で市としては学校に対して推薦をお願いしたいというふうなことになりました。その中で、学校としては、やはりこども議員が生徒会での活動等も行ってございます関係からかわかりませんけ

れども、こども議会にて活動したというふうなところを考えて推薦されたというふうなことを考えてございます。

報告でございますけれども、この事業を実施した報告については、年を越しました1月の中旬にまず本庁舎において報告会を実施したいと考えてございますし、この行った生徒たちはそれぞれの学校でその報告をします。2つの報告を行う予定となっております。

この事業が今後も継続するののかのお尋ねでございますけれども、昭和59年から姉妹都市締結後、さまざま市民レベルや教育レベルの交流が継続されてきております。今後もさらにこれを機に小・中学生の相互の交流のあり方を検討し、積極的に交流を進めて次代を担う子供たちの育成に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） こども議会の話が先ほどから何回も繰り返されていますが、こども議会はあくまでも模擬議会でありまして、提案したのは行政側ですけれども、これも仮提案であります。別にそれがこども議会で可決をしたからといって、やらなければならない事業なのかというふうなことも、本来であれば時間をかけて当初予算で事業計画を出して進めていくというのが当たり前のやり方だと私は思っております。

この事業をすることは非常にいいことだと思います。過去にも同僚議員から、やったほうがいいのではないかというふうな質疑とか一般質問もあったように記憶しておりますが、あえて今回こども議会に提案されたのが可決されたからといって、急いでこんなことになることが果たして行政で行う事業として正しいのかというふうなことを疑問に思っておりますので、何点かまた質疑させていただきます。

先ほどの部長の答弁でいくと、選考は学校に任

せたというふうに言っておりますが、こども議会の内容を尊重するとすれば、こんな内容で答弁しております、理事者側は。これは生徒さんの質問に対する答えです。会津若松市に派遣するための選考をどういうふうにするのというふうに聞かれたら、理事者側は、派遣を希望する小学生や中学生を募り、その中から派遣を希望する理由、抱負、将来の夢等についてお尋ねし、判断したいと思えますと。やられていないではないですか。事業をやることはいいのですけれども、実際答弁していることと、現在この選考するに当たっての方法は全然違うと思えますが、その整合性はというふうに考えてやったのでしょうか。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 模擬議会の仮の議案であったという話でございますけれども、この議案を提案したのは理事者側という我々の部分でございます。その中には、昨年行われました斗南藩土上陸140周年の記念事業としまして、小学6年生、これ25名の調査隊が会津若松市を訪問してございます。このとき報告会も行いまして、非常によかったというふうな報告を受けてございます。これをとらえまして、今回の議案にもそういうふうな形で提案した経緯はございます。ですので、その辺のところから、この議案が可決した際には、可決した場合については事業化ということの方向性はこちら側としては、教育委員会側としては持っております。

そのような理由で、その模擬議会の中においては、選考についてはやはり公平性を持った形で、また将来的なところを含めまして、小学生、中学生を面接、作文とかというふうなところで選考するというふうな答弁をしておりますので、その辺の整合性については今回は、そういった意味では一致はいたしていませんけれども、やはり今回中学生で構成されたこども議員というようなこと

でございましたので、今回の可決に当たっては、その辺を先ほど答弁申し上げましたけれども、こども議会での議決が、その内容を実現化することが今このこども議員さん方、たまたまかどうかわかりませんが、こども議員さん方が行くわけですけれども、こども議員さん方に、この議決が深いというふうなところを認識してもらおうということで、今回の提案に至ったところでございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） いいです、もう専決でやることになっているのですから、いいのですけれども、1つだけ本当のことを聞きたいのですけれども、急ぐ理由です。本当に何でここまで急いでやらないとダメだったのか。今までの説明だとよくわかりません。3年生、受験を控えていて、予定が詰まっている、学校行事もある。そんな中でもこども議会に議員として来た皆さんを急いでまでも無理して連れていかないとダメな理由がわかりません。教えてください。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 繰り返しの答弁で申しわけありませんけれども、まずはこども議会で中学生、1年生から3年生を対象とした形で派遣団を、事業を実施しようというふうな考えがありまして、学校のほうに選考を依頼しました。そこで、こども議員が応募してきたと、推薦になったというふうなことでございます。その中で、今議員がご指摘のとおり、急ぐ理由の部分でございますけれども、中学3年生等も対象にいたしますと、また学校の行事、また相手方のある部分において、その12月の中旬でないといけないというようなところのぎりぎりの時期を設定せざるを得なかったというふうな部分において、その部分で急ぐといたしますか、その時期しかないということで専決したというふうなことでございます。これがるる

その理由により1月、2月となれば、補正予算等に提案申し上げまして、ご承認いただくという形になると思いますけれども、今回はそういう形で時期がその時期しかなかったというふうな部分でございます。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第30号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第30号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第30号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第30号は承認することに決定いたしました。

### ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月8日は常任委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明12月8日は常任委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、12月9日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 零時06分 散会